

愛知県子育て家庭優待事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ることを目的とする子育て家庭優待事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 優待事業 18歳に達して最初の3月31日までの子ども（以下「18歳未満の子ども」という。）及びその保護者又は妊娠中の方が、協賛ステッカーを掲示する県内の協賛店舗等において、次に掲げる特典又は応援を受けられる子育て家庭優待事業をいう。

ア 特典 優待カードを提示することにより、商品価格及び利用料金の割引、記念品や飲食物の進呈、買物ポイントの加算等を始めとする各種サービス

イ 応援 優待カードの提示の有無に関わらず、授乳室の提供、託児サービス等を始めとする子育て家庭に優しいサービス

(2) 実施市町村 優待事業を実施する市、町又は村をいう。

(3) 優待カード 実施市町村において、18歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方に配布する「はぐみんカード」（様式第1号）をいう。

なお、「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱で規定する様式第1号は、「はぐみんカード」とみなすものとする。

(4) 協賛店舗等 優待事業に協賛し、優待カードの提示者に特典を提供し、又は、すべての子育て家庭に応援を提供する店舗又は施設をいう。

(5) 協賛ステッカー 協賛店舗等が掲示する「はぐみん優待ショップステッカー」（様式第2号）及び「はぐみん優待ショップステッカー小」（様式第2号の1）並びに「子育て支援パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー」（様式第2号の2）をいう。

なお、「なごや未来っ子応援制度」優待カード事業実施要綱で規定する様式第2号は、「はぐみん優待ショップステッカー」とみなすものとする。

また、「子育て支援パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー」は、全国共通展開に参加する協賛店舗等に配付する。

(優待カードの作成、配布等)

第3条 県及び実施市町村は、協働して優待事業を行うものとする。

2 県は、優待事業の趣旨を市町村、県民及び店舗又は施設に周知し、優待事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。

(1) 優待カード及び協賛ステッカーを作成すること。

- (2) ホームページ等を通じて、優待事業についての情報提供を行うこと。
 - (3) 優待事業全般の運営及びその見直しに関すること。
 - (4) その他優待事業を推進するために必要なことを行うこと。
- 3 実施市町村は、優待事業の趣旨を当該市町村内の住民及び店舗又は施設に周知し、優待事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げることを行うものとする。
- (1) 当該市町村内の店舗又は施設に対し、優待事業への協賛を依頼すること。
 - (2) 当該市町村内に住む18歳未満の子どもの保護者又は妊娠中の方に、優待カードを配布すること。
 - (3) 当該市町村内の協賛店舗等に協賛ステッカーを配布すること。
 - (4) 当該市町村内の協賛店舗等の名称及び特典又は応援について、当該市町村内での周知に努めること。
 - (5) その他優待事業を推進するために必要なことを行うこと。

(優待カードの使用)

第4条 実施市町村から優待カードの配布を受けた者は、優待カードの使用に当たり、次に掲げることに留意するものとする。

- (1) 18歳未満の子どもの保護者は、優待カード裏面の所定の位置に当該子どもの氏名及び生年月日を記載すること。
 - (2) 優待カードは、他人に貸与・譲渡してはならない。
- 2 協賛店舗等は、優待カード提示者に対して、当該カードを使用できる者であることを証する資料（保険証等）の提示を求めることができる。
- 3 優待カードの不正使用があった場合は、実施市町村又は県は優待カードを不正使用した者に対して、その返却を求めることができる。

(協賛の手続き等)

第5条 実施市町村において優待事業に協賛しようとする店舗又は施設を営む者は、店舗ごとに様式第3号による協賛申込書により、実施市町村に協賛を申し込むものとする。

- 2 協賛店舗等を営む者は、第1項の協賛申込書の内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、1か月前までに、様式第4号による変更・廃止届により実施市町村に届け出るものとする。
- 3 実施市町村は、前2項の規定による申込及び届出を受けたときは、速やかに県に報告するとともに、その旨を周知するものとする。
- 4 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
- (1) 提供する特典又は応援の内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、優待カードの所有者が見やすい位置に掲示すること。
 - (2) 特典又は応援の内容を変更するときは、変更日以降、速やかに協賛ステッカーの記

載を変更すること。なお、「はぐみん優待ショップステッカー小」及び「子育て支援
パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー」については、この限りでない。

(3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならない。

(協賛の手続きの特例)

第5条の2 県は、前条の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、実施市
町村に代わって協賛の手続きを行うことができるものとする。その場合には、様式第3
号の1による協賛申込書及び別表「店舗一覧表」により申し込むものとする。

- (1) 店舗又は施設が、チェーンストア等（日本チェーンストア協会に加盟する企業、若
しくは、それに準ずると県が認める企業をいう。以下この項において同じ。）であるこ
とから、個別に協賛の手続きを行うことができないとき。
- (2) チェーンストア等が、一括した手続きを希望したとき。
- (3) 前2号のほか、協賛の手続きを行うことが実施市町村では困難と認められるとき。

(デザインの使用承認手続き)

第6条 優待カード及び協賛ステッカーのデザイン（以下「カード等デザイン」という。）
を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に「カード等デザイン使用
承認申請書」（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、知事の承認を得ずに使用することができるが、いずれの
場合もカード等デザインを改変してはならない。また、その場合においても、カード等
デザインを使用した場合は、使用後に使用状況を知事に報告するよう努めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (2) 協賛店舗等を営む者及びその属する公的団体が協賛ステッカーの交付を受けた協賛
店舗等に関する広告等で表示する場合。

ただし、次に掲げるものについては使用を認めない。

- ア カード等デザインを商品化することを目的とするもの。
- イ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
- ウ 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの。
- エ その他、知事が不適切と認めるもの。

- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(使用承認基準)

第6条の2 知事は、カード等デザイン使用承認申請書の提出があったときは、その内容を
次の審査基準により審査する。

- (1) 使用する目的・方法が、次のいずれかの内容であること。

- ア 優待事業を周知し、子育て家庭を地域社会全体で支える機運を醸成すると認めら
れるもの

イ その他「愛知県少子化対策推進条例(平成19年愛知県条例第8号)」(以下「条例」という。)の趣旨に合致すると認められるもの

(2) 申請者が良好な活動実績を有する等、事業実施能力があると認められること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、カード等デザインの使用を承認しない。

(1) 条例の目的の達成に資すると認められない場合

(2) 使用目的が明らかでない場合

(3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合

(4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合

(5) 専ら営利目的で使用する場合

(6) カード等デザインを改変して使用する場合

(7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(8) その他、知事がカード等デザインの使用について不適切と認める場合

(使用承認通知)

第6条の3 知事は、カード等デザインの使用を承認する場合は「カード等デザイン使用承認書」(様式第6号)を申請者に交付する。

2 知事は、使用を承認する場合に条件を付することができる。

(不承認通知)

第6条の4 知事は、カード等デザインの使用を承認しない場合は、申請者に対しその旨を文書により通知する。

(デザイン使用料)

第6条の5 カード等デザインの使用料は、無償とする。

(使用承認の取消等)

第6条の6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取消し、申請者に対して使用物件の回収を求める等の措置を取ることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けた場合。

(2) 使用承認条件に違反して使用した場合。

(3) その他、知事が必要と認める場合。

2 前項の規定による使用承認の取消しにより生じた回収費用等のいかなる損害についても、県は補償しない。

(協賛店舗等のマスコット等の使用)

第6条の7 協賛店舗等を営む者及びその属する公的団体は、協賛ステッカーの交付を受けた店舗又は施設に関する広告等で表示する場合、愛知県子育て応援マスコット・キャラク

ター使用承認取扱要綱の別表に定める「愛知県子育て応援マスコット・キャラクターデザイン」（以下、「マスコット等」という。）を、知事の承認を得ずに使用することができるが、マスコット等のデザインを改変してはならない。また、その場合においても、マスコット等を使用した場合は、使用後に使用状況を知事に報告するよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては使用を認めない。

- (1) マスコット等を商品化することを目的とするもの。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの。
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの。
- (4) その他、知事が不適切と認めるもの。

(着ぐるみの貸出)

第7条 協賛店舗等を営む者及びその属する公的団体は、愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」着ぐるみ貸出要綱（以下「着ぐるみ貸出要綱」という。）第2条第1項(3)により貸出対象とし、貸し出す場合の取り扱いに関する必要な事項は着ぐるみ貸出要綱の定めによるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 「愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市が実施する企業参加型子育て家庭応援・優待事業の利用者や協賛企業の相互乗り入れに関して連携協力する覚書（平成21年2月24日締結）」を踏まえ、平成21年4月1日から、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業及び三重県子育て家庭応援事業により交付されたカード等及びステッカーは、本要綱に定める優待カード及び協賛ステッカーとみなすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 すでに交付されている有効期限が記載されたカードについては、有効期限まで使用できるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

なお、平成24年12月1日から施行日までに行われた変更前の協賛申込書による申し込みについては、変更後の協賛申込書による申込があったものとする。ただし、この場合、県と市町村は協力して変更後の協賛申込書の「業種・業種詳細・業種最詳細」の欄の状況を把握するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。
- 2 既に交付されている改正前の様式第1号のカードについては、裏面の利用上の注意事項①の「18歳未満」を、「満18歳に達して最初の3月31日まで」と読み替えて引き続き使用できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「子育て支援パスポート事業の全国共通展開の実施について」（平成27年11月27日付け内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当参事官通知）を踏まえ、「愛知県子育て家庭優待事業」により交付された優待カードは、平成28年4月1日から全国の子育て支援パスポート事業参加自治体の協賛店舗等で使用できるものとする。

なお、既に交付されている改正前の様式第1号のカードについては、改正後のカードと同様に全国の子育て支援パスポート事業参加自治体の協賛店舗等で使用できるものとする。

- 3 子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する愛知県の協賛店舗等においては、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する全国の自治体が発行する子育て支援パスポート（優待カード）の提示者に対し、各協賛店舗等の特典又は応援を提供するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号

はぐみんカード

(表面)

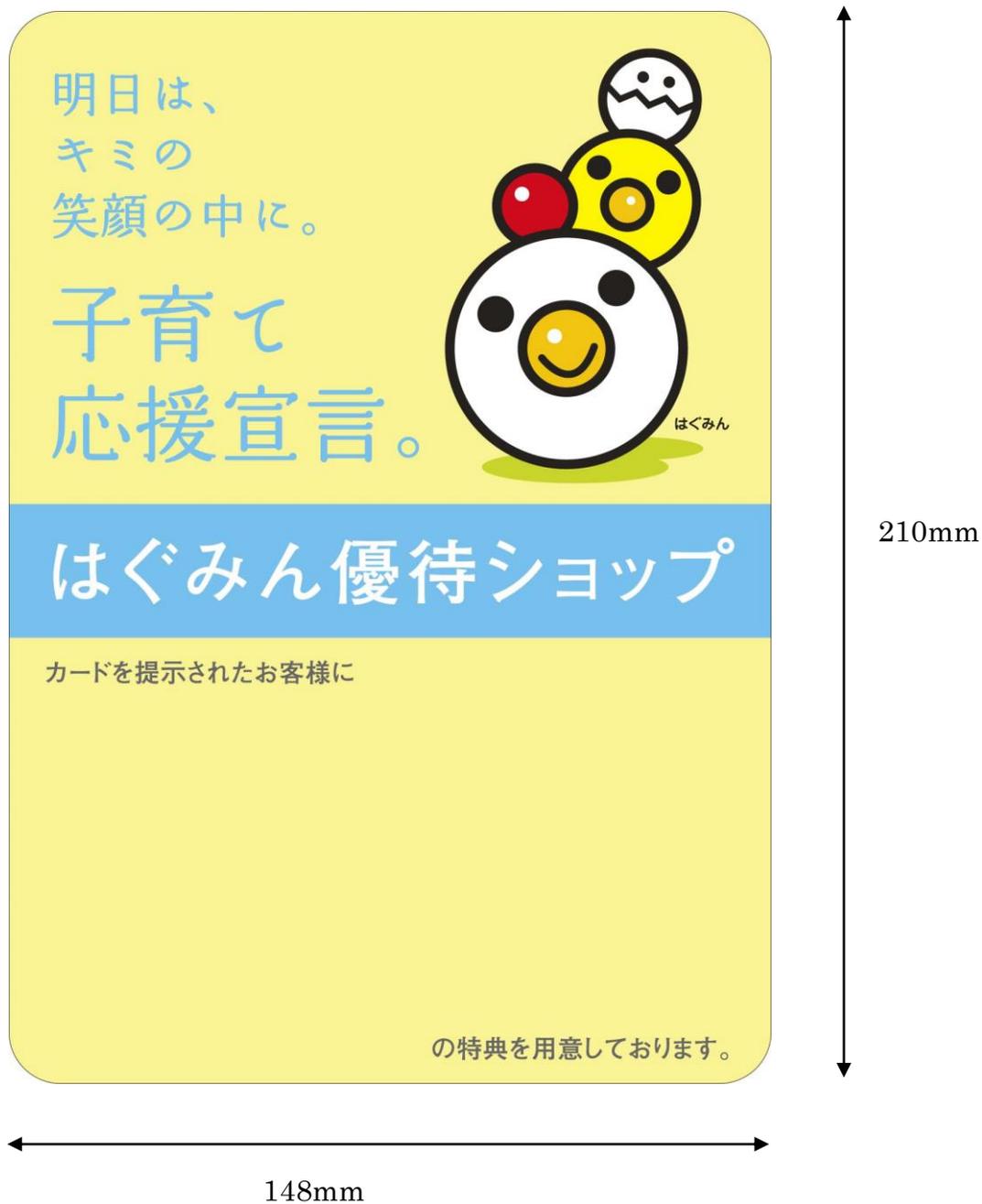


(裏面)



注1) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの商標権は愛知県にあります。
(登録第5063536号)

はぐみん優待ショップステッカー



注 1) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの商標権は愛知県にあります。
(登録第 5 0 6 3 5 3 6 号)

様式第2号の1

はぐみん優待ショップステッカー小



注1) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの商標権は愛知県にあります。
(登録第5063536号)

様式第2号の2

子育て支援パスポート事業全国共通展開協賛店ステッカー



注1) 愛知県子育て応援マスコット・キャラクターの商標権は愛知県にあります。
(登録第5063536号)